

赤字部分が削除箇所、緑字部分が追加箇所となります。

第1条 定義

本規約では、次の用語を使用します。

(3)「クリエイター」、とは、リクエストを受けた利用者のことをいいます。

(4)「クライアント」、とは、リクエストをした利用者のことをいいます。

第5条 利用者間契約

1. 本サービスでは、クライアントがクリエイターに対し運営会社所定の方法でリクエストを行い、クリエイターが運営会社所定の方法により当該リクエストを承認することで、クライアントとクリエイター間において、利用者間契約(契約の内容について次項以下に定めるものとし、以下同様とします。)が成立します。なお、利用者間契約はクライアントとクリエイターが直接契約を締結するものであり、運営会社は利用者間契約の当事者とはなりません。したがって、運営会社は、作品の納品後は、理由の如何を問わず、クライアントに対し、既に支払われた報酬の返金義務を負いません。ただし、クリエイターおよびクライアント双方の合意によりキャンセルが成立し、かつ運営会社がこれを承認した場合は、この限りではありません。

第8条 禁止行為

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

(25) 制裁措置等対象国の国籍を有するユーザー、若しくは、制裁措置等対象国と何らかの取引があるユーザーが本サービスを利用する行為。

(26) 売上受取口座として単一の利用者が複数のアカウントにそれぞれ異なる銀行口座情報を登録する行為

(26)27) その他、運営会社が不適当と判断した行為

第10条 利用者の責任

8. 利用者に対して、仮差押え、差押え、仮処分その他これらに類する法的手続(以下「差押え等」といいます。)がなされた場合、運営会社は当該差押え等への対応に要した事務処理に関する手数料として、下記の合計額を請求することができるものとします。

(1) 1件あたり8,000円(消費税別)

(2) 郵送費、振込手数料その他の実費

9. 利用者が、本規約に基づき運営会社に対して負担する金銭債務の支払を遅延した場合、利用者は、支払期日の翌日から完済に至るまで、当該未払金額に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。当該遅延損害金の計算は、1年を365日とする日割計算とします。

10. 利用者は、本サービスにおいて提供したコンテンツに関して運営会社が確認を要すると合理的に判断した場合、以下の対応をすることに予め同意します。

(1) 運営会社は、当該利用者に対し、当該コンテンツに関する作業データその他運営会社が指定する資料(以下「本作業データ等」といいます。)の提出を求めることができるものとします。

(2) 前号の場合、運営会社は、利用者に対し、当該コンテンツが本規約に違反していないことを確認するための誓約書(以下「本誓約書」といいます。)の提出を求めることができるものとし、本誓約書には、利用者の氏名、住所および電話番号その他運営会社が指定する事項を含むものとします。

(3) 本作業データ等及び本誓約書の提出は、運営会社が指定するWebページ上で提出するものとします。

(4) 利用者が運営会社の定める期間内に本作業データ等及び本誓約書の提出を提出しない場合、運営会社は、当該コンテンツに係る売上の支払を留保し、またはアカウントを停止することができるものとします。

(5) 前項の措置は、運営会社が当該コンテンツについて調査を完了し、運営会社が適当と認めた場合に解除するものとします。